

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、4月19日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字双柳字上ノ台地内にある畑1筆、面積485㎡でございます。</p> <p>農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではノラボウ、キュウリ、トマト、ハクサイなどの露地野菜を作付けすることです。</p> <p>また、通作については自動車で3分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、利根川哲委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字下加治などにて農業経営を行っており、その農業経営の</p>

拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人からは、ノラボウ、キュウリ、トマト、ハクサイなどの作付け計画が提出されております。

また、所有農地にはネギなどの露地野菜、栗を中心に作付けしており、適正に管理されております。

なお、譲受人の同一農地農家台帳に登録された父親の所有農地についても、適正に管理されております。

また、通作に関してですが、自動車ですら3分程度ですので、通作可能と考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕うん機1台、お茶刈機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員から、何か意見等預かっていますか。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

申請地の北側に隣接する土地の登記簿地目を教えてください。

事務局

地目は宅地です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。 それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、4月20日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字上畑字中堂地内にある畑1筆28㎡です。 農地の現状は、作付けは無く、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p>

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、申請地の隣接地に飯能住まい制度を利用して住宅を建築し居住しておりますが、その際に設置した合併処理浄化槽の地下浸透装置の排水の浸透能力が低下し放流水が適正に浸透処理できない状態となっていることから、放流水を地下に浸透させずに県道の道路側溝に排水するために申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、工事費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

同行して調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かってはいますか。

7番

特段ありません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、4月19日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上名栗字宮ノ平地内にある畑1筆313㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されておりました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、上名栗地内にてキャンプ場を運営しております。</p> <p>申請人が経営するキャンプ場は、近年のアウトドアブームで年々利用客が増加しており、事業の拡大が必要となっております。</p> <p>事業用地の選定については、既存のキャンプ事業と本年2月に農地転用の許可となった新規バーベキュー場と、今回の新規飲食事業として古民家レストランの事業を行なうことで、既存事業と新規事業の3つの施策で用地を結ぶブロック化による相乗効果により顧客満足度の向上を目指すというコンセプトに基づき用地の選定を図ったものです。</p> <p>新規の事業用地として、申請人の既存キャンプ場に近い場所を探していた</p>

ところ、申請地を提供いただける話がありました。既存の駐車スペースでは数台の車しか駐車できず、駐車場敷地が不足していたため、今回の申請地であれば十数台程度駐車でき、古民家レストランの客席が満員となった際にも対応できるようにするために申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費に対し、すべて自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。

4番

特段問題ありません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請

の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、4月20日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字阿須字菅沢地内にある畑1筆335㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、大字中居の賃貸住宅に家族2人で居住しておりますが、手狭であり十分な広さの住宅が必要な状況となっております。

申請者の勤務地は飯能市内であり、かつ、高齢の祖母の面倒を看ることから、祖母の住まいの近くで土地を探しましたが条件が合うところが見つかりませんでした。

試行錯誤のうえ、祖母に相談したところ、申請地を貸与していただけることとなったことから申請をするものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で

き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費、附帯工事費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた古谷英紀進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、4月20日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畑字保入地内にある畑1筆496㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、越生町の賃貸住宅にて妻と子4人で生活しております。

申請人は昨年、子どもが生まれ、現在の住宅では手狭となり転居先を検討することになりました。通勤地は市内であることから実家の両親に相談したところ、父が所有する土地を借り受け、分家住宅を建築することについて了承が得られたことから申請するものです。

申請年月日は、令和4年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費、その他に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

同行して調査していただいた内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地の西側の土地の登記簿地目を教えてください。

事務局

地目は畑です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は、バラの苗です。

平成29年に開催されたコンクールにおいて、金賞を受賞されました。販路としては、主にインターネットでの販売です。

整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。

主にソーシャルファームとして使用し、ハンデのある方が主に作付け等管理を行うということです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。

事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。